

しょうがい ひと
障害のある人を

りかい
理解するためのハンドブック

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ごうりてきはいりよ
— 障害者差別解消法と合理的配慮 —

はじめに

平成28年4月に**障害者差別解消法**が施行されました。この法律では「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。

このたび輪島市では、**障害者差別解消法**の施行もふまえて、市民のみなさんに少しでも**障害のある人**に対する理解を深めていただくために、「**障害のある人を理解するためのハンドブック**」を作成しました。

各**障害**の特徴や**障害者**に対する**配慮**（合理的配慮）を知っていただき、**地域全体**に**障害のある人**を支える意識がひろがっていけばよいと感じています。

障害者差別解消法（平成28年4月施行）

この法律では、**障害**を理由に**差別**をなくし、**共生社会**を実現することを目的としています。**障害**を理由とする**差別**には、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**（合理的配慮をしないこと）」があります。**障害**を理由として、**正当な理由**もなく、**サービスの提供**をしないことなどは「**不当な差別的取扱い**」になります。**障害のある人**にあった必要な工夫などをすることが「**合理的配慮**」です。**重い負担**がないのに、「**合理的配慮**」をしないことは**差別**になります。

障害者とは？（障害者差別解消法における）

障害者差別解消法に書かれている「**障害者**」とは、**障害者手帳**をもっている人のこと**だけではありません**。**身体障害のある人**、**知的障害のある人**、**精神障害のある人**（**発達障害のある人も含む**）、**その他の心や体のはたらきに障害がある人**で、**障害や社会の中にあるバリア**によって、**日常生活や社会生活に相当な制限**を受けている人すべてが**対象**です（**障害児も含む**）。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、**国・都道府県・市町村**などの**役所**や、**会社**や**お店**などの**事業者**が、**障害のある人**に対して、**正当な理由**なく、**障害**を理由として**差別**することを**禁止**しています。

不当な差別的取扱いの例

- ・ お店で受付の対応を拒否する。
- ・ 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・ 学校の受験や、入学を拒否する。
- ・ 障害者向けの物件はないと言って対応しない。
- ・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

* 「事業者」とは、会社やお店など同じサービスをくりかえし継続する意思を持って行う人たちです（ボランティアも含む）

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することを求めています（合理的配慮）。

※この法律のポイント

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店などはできるだけ努力することになっています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
役所	してはいけない	しなければならない
会社・お店など	してはいけない	するように努力する

会社・お店などが適切に対応するために、国は必要な指針（対応指針）を分野ごとに定めます。

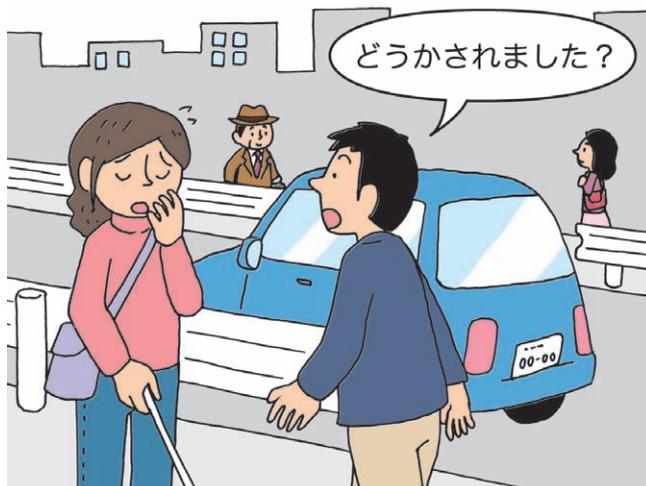
また、どんな対応をしたか、役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意されることがあります。

身体障害

● 視覚障害

視覚障害には、まったく見えない状態（全盲）と見えづらい状態（弱視）があります。

見えづらい状態には、「まったく見えない」「文字や風景がぼやけて見える」「光がまぶしい、暗いところが見えにくい」「ものが一部しか見えない」などがあります。



必要な配慮の例

- ・突然身体に触れると驚くので、できるだけ前方から話しかけましょう。また、点字や音声による情報をできるだけ増やしましょう。
- ・物の位置などを伝えるときは「こちら、あちら、これ、あれ」ではなく、「20センチ左に」「時計で9時の方向に」など、具体的に説明しましょう。
- ・物を選ぶのが難しい場合があります。物の大きさや形、使い方や使い道などを伝え、手で触るなど、本人に確認してもらいましょう。

● 聴覚障害

聴覚障害には、まったく聞こえない状態（ろう）と聞こえにくい状態（難聴）があります。

音声による会話はもちろん、周りの状況も把握しにくく、外見では判断しづらいため、さまざまな誤解や危険にさらされることも多いと言われています。



必要な配慮の例

- ・補聴器や人工内耳を装着している場合でも、にぎやかな場所や大勢の人が同時に話す場所では聞き取りづらくなります。状況を伝えるなど、本人が会話に入りやすいようにしましょう。
- ・音の情報が入りにくく、周りの状況を知ることができないため、緊急時など困っている状況を見かけたら、手話や身振りで話しかけたり、筆談などで状況を伝えましょう。
- ・メールやファクス、掲示板、パネルなどの伝達方法を考えましょう。また、イベントを開催するときは、手話通訳や要約筆記も活用しましょう。

肢体不自由

肢体不自由とは、手や足、体幹の一部または全部に障害があることを言います。杖や装具などを利用して歩ける人や車いすを利用する人もいます。

とくに、脳性マヒの人は、本人の意思に反して手足が動いてしまったり、言語に障害がある場合もあります。



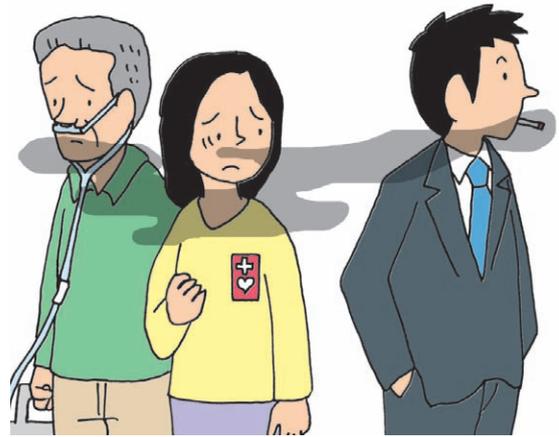
必要な配慮の例

- ・適切な支援をするために、相手にどのような障害・不自由があるかを確認しましょう。また、どんな支援が必要なのかを確認しましょう。
- ・車いすの人に話しかけるときは、腰をかがめて、同じ目線で話しましょう。
- ・介護者が一緒にいる場合でも、本人の意思を確認しましょう。
- ・言葉がうまく話せないからといって、子どもに対するようなコミュニケーションをとらないようにしましょう。
- ・言葉が聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、内容を確認しましょう。

● 内部障害

内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能などに障害があることです。

この障害のある人には、疲れやすく運動が制限されていたり、特別な用具を使用して生活している人たちがいます。



必要な配慮の例

- ・ 外見からはわかりにくい障害があることを理解しましょう。
- ・ 携帯電話の電波などは、内部障害のある人にとって生命に関わるものであることを知ったうえで、電車・バス内などにおける携帯電話の使用などはルールを守りましょう。
- ・ 腎臓機能障害のある人は人工透析治療のため、定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- ・ 免疫力が低下している人が多いので、周囲の人たちは風邪などの感染症をうつさないように注意しましょう。

知的障害

知的障害とは、知的な発達の遅れによって、日常生活に支障が生じて何らかの支援が必要な状態を言います。

複雑な会話や読み・書き・計算、自分の考えや気持ちを表現することが苦手といった特徴があります。ひとりで行動できる人、支援者と行動をともにしている人など個人差がありますが、共通しているのは、必要な支援があればできることが増えることです。



必要な配慮の例

- ・ 話しかけるときは、ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。
- ・ 内容を理解しているかどうかを確認し、その人に応じて、相手が理解しやすい方法（言葉や表現）でゆっくり説明しましょう。
- ・ 言葉だけでなく、絵や写真、図などを合わせて示すと、うまく伝わる場合があります。
- ・ 子どもに対するような接し方はせず、その人の年齢に応じたコミュニケーションをとしましょう。
- ・ 親や支援者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認しましょう。

精神障害

● 精神障害

精神障害は、精神疾患のために障害が生じた状態で、日常生活や社会生活がしづらくなります。代表的な精神疾患には、統合失調症、うつ病、薬物依存症、不安障害、パーソナリティ障害などがあります。早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲への相談や精神科受診への障壁になっていると言われています。



必要な配慮の例

- ・ 無理な励ましは、本人の過剰なストレスになることがあります。本人の意思やペースに合わせた働きかけが必要です。
- ・ 薬を中断したり、多くのストレスが重なると症状が再発することがあります。再発につながるサインを知っておくことも再発予防につながります。
- ・ 疾患や障害を誤解せず、周囲の人たちが正しく理解することが精神障害のある人の地域生活の支えになります。

発達障害

発達障害は、低年齢にその特性があらわれはじめる脳機能の障害です。

人とのコミュニケーションの苦手さや、得意不得意の凸凹などがありますが、能力や障害の特徴は人それぞれです。外見からはわかりにくく、自分の理解や周りからの理解が不足すると人間関係がうまくいかないこともあります。しかし、これは本人の怠慢やしつけの問題、育った環境が原因ではありません。

また、いじめの対象になったり、うつ病や不安障害など二次疾患になる可能性もありますが、周囲の理解や適切な配慮によって社会で生活しやすくなります。



必要な配慮の例

- ・周囲の人は、抽象的な表現（比喩や二重否定など）を用いず、短い文章で具体的に伝えるようにしましょう。
- ・「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手です。言葉だけでなく、絵や写真を使って、あらかじめ本人が納得するように見通しやスケジュールを伝えましょう。
- ・伝えたいことやその内容をメモに書いて渡す配慮があると、コミュニケーションがスムーズになります。
- ・必要となる配慮が人によって異なるので、その人にあった方法を本人や家族と相談しながら決めていくといいでしょう。

問い合わせ先：輪島市役所福祉課

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2-29

TEL:0768-23-1161 FAX:0768-23-1196

ホームページ <http://www.city.wajima.ishikawa.jp>